

特定健診を受けてください

40 歳から 74 歳の国民健康保険加入の方に、4 月下旬にオレンジ色の封筒で特定健診の受診券を送付しています。

健診を受けることで、ご自身の体の状態を知り、生活習慣病などの予防・早期発見につなげることができます。いつまでも健康で元気に過ごすためにも、ぜひ受診してください。

健診をお勧めするために、市の保健師などが訪問をしています。電話やはがきの送付もします。

次の期間、市が委託した業者から健診をお勧めする電話をします。事前予約が不要であったり、夕方、土・日曜日に受診できる医療機関もありますので、お気軽にお尋ねください。

実施期間 6月30日(日)まで
委託業者 ジェイエムシー(株)
発信番号 ☎0120・066・787 (フリーダイヤル)

※口座番号を尋ねたり、金銭の振り込みなどを依頼したりすることはありません。

13,300円相当の検査が無料で受けられます！



国民健康保険加入の方で「職場で同じような検査を受けた」という方は、結果のコピーを提出いただくと、粗品をお渡しします。お問い合わせいただければ、返信用封筒を送付します。

問合先 保険年金課保健事業担当 (1階②番窓口) ☎939・1353

国民健康保険料納付通知書の送付

国民健康保険料の納付通知書を6月中旬に世帯主宛てに送付します。期限内に納付してください。

今回送付する保険料には、令和6年1月2日以降に転入された方の所得が反映されていない場合があります。その場合は、7月以降に保険料を更正し、通知します。

保険料は、世帯の所得に応じて法定軽減などの判定を行い算定することから、世帯全員の申告をお願いします。(無収入の方や遺族年金、障害年金を受給中の方等も申告が必要です。)

国民健康保険料の納付は口座振替で
市では、納め忘れがなく、手間も省けて便利な口座振替での納付をおすすめしています。金融機関のキャッシュカードがあれば、市役所窓口で口座振替の手続きができる場合があります。対象の金融機関はお問い合わせください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

ご存じですか 国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)の上乗せとして、老後の所得保障の役割を果たす公的な個人年金制度です。加入は、国民年金の保険料を納付していることが前提です。

■加入できる方

- ・20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者
- ・60歳以上65歳未満の方や海外居住の方で国民年金に任意加入している方

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除され、受け取る年金にも、公的年金控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

詳しくはお問い合わせください。

問合先 全国国民年金基金近畿支部 ☎0120・65・4192

保険・年金

国民健康保険料の減免・軽減

■減免

国民健康保険料は、世帯構成や被保険者数、前年の所得に応じて決定しますが、次のような事情により、支払いが困難なときには、保険料を減免できる場合がありますので、窓口で相談してください。

- ①災害、風水害、火災などにより居住する住宅が被害を受けた場合(半壊・半焼以上など制限あり)
- ②失業、廃業などで前年より所得が減った場合(世帯で年間30%以上の所得減など制限あり)

※会社都合により離職した方・自営業を廃業した方は、特にご相談ください。既に「特例対象被保険者に係る届」を提出し、保険料が軽減(前年の給与所得を100分の30として算定)される方も、別途減免が適用となる場合があります。

※減免を受ける場合には、所得税の確定申告や市民税の申告により、世帯全員の所得が判明していることが必要です。

※令和6年度より国民健康保険の減免制度が大阪府内で統一されたため、藤井寺市独自の減免制度は令和5年度で終了しました。

■軽減

雇用保険受給資格を有する特定受給資格者(倒産・解雇などにより離職された方)や特定理由離職者(雇止めなどにより離職された方)が国民健康保険に加入された場合、保険料の軽減制度があります。

軽減を受ける場合は、届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

高齢介護

介護保険施設での食費・居住費の軽減制度

介護保険施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・部屋代(居住費・滞在費)は本人の負担が原則ですが、低所得の方には申請により認定証を交付し負担軽減を行っています。

有効期間 令和6年8月1日～令和7年7月31日

申請方法 申請書と預貯金などの資産が確認できる書類(直近2か月の収支や口座残高が確認できる通帳

の写しなど)を窓口又は郵送で提出。
負担限度額 利用する施設・段階によって金額が異なります。詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご確認ください。

※現在、軽減制度を受けている方には、6月中旬に更新のお知らせと申請書を郵送します。新規で申請される方や、詳細についてはお問い合わせください。

問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164



利用者負担段階			預貯金等の資産条件
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者		1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、	80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋	80万円超 120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②	その他の合計所得金額(特別控除後)	120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)

※預貯金等の資産条件の()内は配偶者ありの場合

環境・安全

「熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報)」の運用を開始

熱中症警戒アラートの発表状況については、環境省「熱中症予防情報サイト」でご確認ください。

なお、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合には「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。その際には、市LINE公式アカウントで配信しますので、友だち登録をお願いします。



▲環境省サイト



▲藤井寺市LINE

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074

クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリは、サクラ・ウメ・モモなどのバラ科の樹木の中に幼虫が入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物の昆虫です。発見した場合、幼虫は針金などで刺し、成虫は踏みつぶすか殺虫剤などで駆除してください。

防除については市ホームページをご確認ください。



▲成虫はからだ全体が黒く光沢があり、胸部が赤いのが特徴



藤井寺市議会
第2回定例会のお知らせ

【本会議】 場所 8階議場
6月13日(木) 議案説明
6月25日(火) 一般質問
6月26日(水) 一般質問など
7月9日(火) 委員長報告・採決など

【常任委員会】 場所 8階委員会室
◆民生文教常任委員会
7月2日(火)
◆総務建設常任委員会
7月3日(水)

※議会三役及び各委員については広報ふじいでら7月号に掲載します。
※各日10時から開催します。日程などは変更する場合があります。

問合先 議会事務局(7階⑦番窓口) ☎939・1208



商工・労働

特定計量器(はかり)定期検査の事前調査

取引や証明に使用する特定計量器(はかり)は、2年に1度定期検査を受けることが必要です。

定期検査は今年8月に予定しており、はかりの使用状況を把握するため、事前調査にご協力ください。

以下に該当する場合、6月20日(木)までにご連絡をお願いします。

- ・令和4年8月以降に新たにはかりを導入した場合
- ・前回の検査から使用するはかりの台数に増減がある場合
- ・検査方法を変更したい場合

問合先 商工労働課(6階⑥番窓口) ☎939・1337

こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



第2回大阪府警察官募集

詳しくは、QRコードからホームページをご覧ください。



問合先 大阪府警察官採用センター
☎0120・370・314

羽曳野警察署からのお願い

不法就労や不法滞在に関する情報があれば些細なことでも構いませんので、警察への通報をお願いします。

大阪南消防組合

はい、消防署です
☎958・0119



危険物安全週間

期間 6月2日(日)～8日(土)

令和6年度 危険物安全週間推進標語
次世代へ つなごう無事故と 青い地球

消防法に定められている危険物(ガソリン、灯油、油性塗料など)を安全に使用・保管するよう意識しましょう。

問合先 保安課 ☎958・9929

定期救命講習

AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた、けがの応急手当などの講習会です。

日時 7月13日(土)

13時30分～16時30分 ※当消防組合ホームページでWEB講習を受講し、受講証明書をお持ちの方は、1時間の講習時間短縮が可能。

場所 陵南の森総合センター(羽曳野市島泉8ー8ー1)

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

対象 市内在住・在学・在勤の方

定員 先着30人

申込方法 受講日1か月前の9時～電話で(必ずお問い合わせください)

申込・問合先 救急課
☎958・9932

市・府民税

第1期納期限 7月1日(月)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所で納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口)
☎939・1066



各種情報

マイナンバーカード

交付臨時窓口

日時 6月29日(土) 9時～12時

※カード交付業務のみ行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。

問合先 市民課マイナンバー担当
☎939・1357



新しい区長を紹介

・北岡地区 田中 克房 (敬称略)

問合先 協働人権課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331

固定資産税・都市計画税の減免申請

次の①～④の全てに該当する方は、固定資産税・都市計画税の額の2分の1の減免を受けられます。

申請期間

6月3日(月)～9月2日(月)

申請要件

- ①令和6年1月1日時点で、納税義務者が、65歳以上の方、特別障害者、寡婦、ひとり親のいずれか
- ②納税義務者及び当該納税義務者と生計を同じにする方全員が、令和6年度の市・府民税均等割非課税以下の所得金額

均等割非課税の所得金額

扶養人数	所得金額
なし	45万円以下
1人	101万円以下
2人	136万円以下
3人	171万円以下

- ③所有している固定資産が自己居住だけで、所有家屋の延べ床面積が70㎡以下

- ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下

申請・問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

新築・増築家屋の調査

令和6年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和7年度から課税されます。

課税するにあたり評価額を決定するため、職員が家屋調査に伺うか、調査質問票のご提出を求めることがあります。調査では、家の中に立ち入り、各部屋の仕上げなどを確認し、図面などをお借りする場合もあります。ご協力をお願いします。

登記をしない新築・増築家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

税

個人住民税の定額減税(令和6年度課税分)

【定額減税(特別控除)の金額】

納税者本人 1万円

控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円

※合計額が住民税の所得割額を超える場合には、所得割額の額を限度とします。

※納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限ります。

【特別控除の実施方法】

① 給与所得にかかる特別徴収(給与天引き)

令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。

② 公的年金等の雑所得にかかる特別徴収(年金天引き)

令和6年10月支払分の年金より年金天引きされる税額から特別控除を行い、控除しきれない金額は12月支払分以降の税額から順次控除を行います。

③ 普通徴収(納付書や口座振替など)

第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次控除を行います。

【注意事項】

納税者本人が均等割のみ課税の場合は、定額減税の対象となりません。

定額減税の特別控除は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。

ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前の額となります。

特別控除の額が所得割の額を超える方は〈調整給付金〉の対象となります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

※所得税の定額減税については、国税庁定額減税特設サイトからご確認ください。



▲市ホームページ



▲国税庁サイト

問合先 税務課市民税担当(2階②番窓口) ☎939・1060



国民健康保険・後期高齢者医療制度の入院時の食事代等が変わります

入院時の食事療養にかかる費用のうち、食事代として自己負担いただく標準負担額について、6月から下図のように変更されました。

入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

区分	改定前	改定後
下記以外の人	460円	490円※1
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ(70歳以上の方)※2	90日までの入院 210円 過去12か月で91日以上入院 160円	230円 180円
低所得者Ⅰ(70歳以上の方)※2	100円	110円

療養病床に入院したときの食費(1食あたり)

区分	改定前	改定後
下記以外の人	460円	490円※3
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ(70歳以上の方)※2	210円	230円
低所得者Ⅰ(70歳以上の方)※2※4	130円	140円

※1 【改定前】指定難病、小児慢性特定疾患の受給者証をお持ちの方は260円→【改定後】280円

※2 65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む

※3 【改定前】一部医療機関では420円→【改定後】450円

※4 【改定前】後期高齢者医療制度加入者の方で老齢福祉年金受給者、境界層該当者は100円→【改定後】110円

問合先

【国民健康保険にご加入の方】
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

【後期高齢者医療制度にご加入の方】
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186